



兵肢協会報

発行所

〒651-0062

神戸市中央区坂口通2丁目1-1

兵庫県福祉センター内

兵庫県肢体不自由児者協会

TEL 078-241-9907

FAX 078-241-9908

E-mail:hyoshikyo@nifty.com

URL:http://hyoshikyo.d.doool.jp

猛暑と地震騒動



一般財団法人
兵庫県肢体不自由児者協会 副理事長
岩崎 康 宏

暑さの厳しい折り、皆様いかがお過ごしでしょうか。立秋が過ぎ、暦では9月になるにつれ少しは涼しくなる予定でした。が、日本列島は日々熱中症特別警戒アラートが発表され、「外出はなるべく避け、涼しい室内で積極的に水分を補給して下さい」というTVニュースでの呼びかけや、紫色や赤色で表示された予想気温を見て、今日も外はどこにも逃げ場なしの状況が続いています。

また8月8日(日向灘6弱)、8月9日(神奈川県西部5弱)に地震の発生があり、お盆を前に交通機関が混乱し、帰省予定の変更を余儀なくされた方も多かったと推察いたします。気象庁より南海トラフ地震臨時情報も発表されました。「大地震への備えは大丈夫かな?」と思い、我が家でも家族会議を開きました。保存食は揃っていました。娘の非常持出袋の点検をしたところ、非常食が少し不足している事が分かり、ネット注文したところ何と配達予定日が10月以降の表示で1ヶ月以上先になるということが分かりました。この原因は、南海トラフ地震臨時情報により多くの方の防災への関心が高まり、防災グッズ・水・非常食等の「買いしめ」が集中したことが原因のようです。「防災への取組みは、日頃から行いましょう」と5年・6年前に研修会で聞いた内容を思い出し、改めて防災への取組みは自分の知識や様々な情報をアップデートしながら取組むべきだと思ひ知りました。

今年4月より全ての介護サービス事業者を対象に、BPC(事業継続計画)が義務化され、私の娘が利用している事業所でも、計画や対応方法などの書類整備や研修会を行ったり、災害用伝言ダイヤル(171)の確認や、事業所の送迎が不可能な場合での事業所から自宅までの帰宅経路と帰宅方法の聞き取りもあつたりしました。ほぼ準備が整いそうになった時の地震騒動でした。災害は何時起こるか全く分かりませんが、事業所だけに任せるのではなく、自宅の備えや、保護者(親権者)も巻き込んだ取組みも大切だと感じました。

さて、私は、数年前から姫路障害者連絡協議会(姫路市内の様々な障害のある当事者やその関係者や事業所で構成される)という団体に所属し、私は肢体不自由児者の運営委員を担当しています。今年の7月の事です。が、姫路市内の学校の保護者(医ケア児)の方々と65歳の車椅子の方々と、困り事などをテーマに懇談する機会がありました。その懇談の中に、猛暑と災害の話もありましたので少し紹介させていただきます。

医ケア児は、診察などで猛暑時に装具を装着してバギー等で外出した時

は、発汗により体力を奪われます。扇風機や日傘や保冷剤(冷感クールネット等)で対策しても、追いつきません。急な発熱や元気がなくなるなど日常生活に影響する事もあります。災害時は、避難所に生活に必要な備蓄品等が揃っているか、特に非常用電源が備わっているかは重要です。もしも避難生活が長期になった場合、医療や避難生活の支援はとすれば良いのか不安があります。学校、事業所、地域のそれぞれの取り組みは進んでいると思いますが、連携して結び付ける人(コーディネーター)がいまありません。保護者も一緒に災害シミュレーションを行って、不安解消の確認が出来たらいいなあと思いました。

65歳の車椅子の方は、猛暑時は自力走行で地面からも照り返しと熱風を受けます。扇風機で対処していますが追いつきません。また最近の異常な暑さは、道路のアスファルト油分で車椅子のタイヤの劣化を激しくしています。災害時は、車椅子で必要な荷物を持って自宅から避難所までの移動が難しいのです。ペット(犬)も飼っており、ペットは家族のように生活を共にしているが、どうすれば良いのだろうか悩んでおられました。

姫路障害者連絡協議会は、毎年秋に姫路市との懇談会を予定しているの、「当事者の声」を届けていただけでなく、お願い致しました。

最後に、お知らせになりますが、今年の12月8日の障害者の日に『共生社会の実現を目指して』を目標に、姫路市のライトアップ(障害者の日は黄色)や、姫路駅周辺での啓発活動も計画しています。今年からの取り組みなので、小規模な活動から始める事になりますが、未永く継続できよう努めて行きたいと思っています。姫路市周辺の青年会の方や、賛助会員の皆様をはじめ、多数の方々のお越しをお待ちしております。

肢体不自由児者協会は

肢体不自由児者の愛護思想の普及、療育等に関し必要な事業を行い、肢体不自由児者の福祉の増進を図ることを目的とし、そのために、

- 一 肢体不自由児者の愛護思想の普及
- 二 肢体不自由児者の療育相談及び更生相談
- 三 肢体不自由児者の教育の援護
- 四 肢体不自由児者の激励慰安
- 五 肢体不自由児者に関する刊行物等の発行及び斡旋
- 六 肢体不自由児者の福祉に関する調査及び研究
- 七 日本肢体不自由児者協会及び関係諸団体との連絡などを行っています。